

議事日程(第7号)

令和8年3月24日 午前10時00分開議

- 日程第1 請願・陳情について
- 日程第2 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「令和7年度由布市一般会計補正予算(第7号)」
- 日程第3 議案第1号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 日程第4 議案第2号 由布市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第5 議案第3号 由布市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第6 議案第4号 由布市寡婦医療費助成に関する条例の廃止について
- 日程第7 議案第6号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第7号 由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第8号 由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第9号 由布市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第10号 由布市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正について
- 日程第12 議案第11号 由布市立学校施設等の管理に関する条例等の一部改正について
- 日程第13 議案第12号 由布市督促手数料及び延滞金条例の一部改正について
- 日程第14 議案第13号 由布市湯布院健康温泉館条例の一部改正について
- 日程第15 議案第14号 由布市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第16 議案第15号 由布市介護保険条例の一部改正について
- 日程第17 議案第16号 由布市市営住宅条例の一部改正について
- 日程第18 議案第17号 由布市水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第19 議案第18号 由布市営駐車場条例の一部改正について
- 日程第20 議案第19号 由布市立学校施設等の管理に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第20号 由布市火災予防条例の一部改正について
- 日程第22 議案第21号 由布市乙丸地区公民館の指定管理者の指定について

- 日程第23 議案第22号 市道路線（若杉5号線）の認定について
- 日程第24 議案第23号 市道路線（並柳東ノ下線）の廃止について
- 日程第25 議案第24号 連携協約の変更に関する協議について
- 日程第26 議案第25号 公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議について
- 日程第27 議案第26号 佐伯市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について
- 日程第28 議案第33号 令和8年度由布市一般会計予算
- 日程第29 議案第34号 令和8年度由布市国民健康保険特別会計予算
- 日程第30 議案第35号 令和8年度由布市介護保険特別会計予算
- 日程第31 議案第36号 令和8年度由布市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第32 議案第37号 令和8年度由布市農業集落排水事業会計予算
- 日程第33 議案第38号 令和8年度由布市水道事業会計予算
- 日程第34 発議第1号 由布市における水源保全のための土葬規制条例の制定について
- 日程第35 発議第2号 由布市公衆衛生審議会設置条例の制定について
- 日程第36 議案第39号 令和7年度由布市一般会計補正予算（第9号）
- 日程第37 議案第40号 令和7年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 日程第38 発議第3号 由布市議会委員会条例の一部改正について

追加日程

- 日程第1 議案第41号 副市長の選任について
- 日程第2 閉会中の継続審査・調査申出書
- 日程第3 議員派遣の件について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 請願・陳情について
- 日程第2 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「令和7年度由布市一般会計補正予算（第7号）」
- 日程第3 議案第1号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 日程第4 議案第2号 由布市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第5 議案第3号 由布市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第6 議案第4号 由布市寡婦医療費助成に関する条例の廃止について

- 日程第7 議案第6号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第7号 由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第8号 由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第9号 由布市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第10号 由布市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正について
- 日程第12 議案第11号 由布市立学校施設等の管理に関する条例等の一部改正について
- 日程第13 議案第12号 由布市督促手数料及び延滞金条例の一部改正について
- 日程第14 議案第13号 由布市湯布院健康温泉館条例の一部改正について
- 日程第15 議案第14号 由布市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第16 議案第15号 由布市介護保険条例の一部改正について
- 日程第17 議案第16号 由布市市営住宅条例の一部改正について
- 日程第18 議案第17号 由布市水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第19 議案第18号 由布市営駐車場条例の一部改正について
- 日程第20 議案第19号 由布市立学校施設等の管理に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第20号 由布市火災予防条例の一部改正について
- 日程第22 議案第21号 由布市乙丸地区公民館の指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第22号 市道路線（若杉5号線）の認定について
- 日程第24 議案第23号 市道路線（並柳東ノ下線）の廃止について
- 日程第25 議案第24号 連携協約の変更に関する協議について
- 日程第26 議案第25号 公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議について
- 日程第27 議案第26号 佐伯市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について
- 日程第28 議案第33号 令和8年度由布市一般会計予算
- 日程第29 議案第34号 令和8年度由布市国民健康保険特別会計予算
- 日程第30 議案第35号 令和8年度由布市介護保険特別会計予算
- 日程第31 議案第36号 令和8年度由布市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第32 議案第37号 令和8年度由布市農業集落排水事業会計予算
- 日程第33 議案第38号 令和8年度由布市水道事業会計予算
- 日程第34 発議第1号 由布市における水源保全のための土葬規制条例の制定について

- 日程第35 発議第2号 由布市公衆衛生審議会設置条例の制定について  
 日程第36 議案第39号 令和7年度由布市一般会計補正予算（第9号）  
 日程第37 議案第40号 令和7年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）  
 日程第38 発議第3号 由布市議会委員会条例の一部改正について
- 追加日程
- 日程第1 議案第41号 副市長の選任について  
 日程第2 閉会中の継続審査・調査申出書  
 日程第3 議員派遣の件について

出席議員（17名）

1番 渡辺 彬君	2番 津田 貴之君
3番 生野 友子君	4番 小山 和義君
5番 高田 龍也君	6番 坂本 光広君
7番 吉村 益則君	8番 田中 廣幸君
9番 加藤 裕三君	10番 加藤 幸雄君
11番 鷺野 弘一君	12番 甲斐 裕一君
14番 佐藤 郁夫君	15番 渕野けさ子君
16番 佐藤 人已君	17番 平松恵美男君
18番 佐藤 孝昭君	

欠席議員（1名）

13番 長谷川建策君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 工藤 由美君	書記 富川 由佳君
書記 中島 進君	書記 福水 雅彦君

説明のため出席した者の職氏名

市長 …………… 相馬 尊重君      副市長 …………… 小石 英毅君  
 教育長 …………… 橋本 洋一君

総務課長	……………	古長 誠之君	財政課長	……………	大久保 暁君
総合政策課長兼地方創生推進室長	……………				米津 康広君
会計管理者	……………	平野浩一郎君	建設課長	……………	衛藤 武君
商工観光課長	……………	大塚 守君			
福祉事務所長兼福祉課長	……………				後藤 昌代君
保険課長	……………	河野 妙子君			
挾間振興局長兼地域振興課長	……………				井原 和裕君
庄内振興局長兼地域振興課長	……………				佐藤 重喜君
湯布院振興局長兼地域振興課長	……………				一野 英実君
教育次長兼教育総務課長	……………				安部 正徳君
消防長	……………	大嶋 陽一君			

---

午前10時00分開議

○議長（佐藤 孝昭君） 皆さん、おはようございます。

今期定例会も本日が最終日でございます。議員及び執行部各位には、連日、委員会審査、また、現地調査等でお疲れのことと存じますが、最後までよろしくお願ひ申し上げます。

ただいまの出席議員数は17名です。長谷川建策議員より欠席届が出ています。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、タブレットに掲載されています議事日程第7号により行います。

---

○議長（佐藤 孝昭君） まず、日程第1、請願・陳情についてを議題といたします。

本定例会において付託いたしました陳情2件、並びに継続審査となっていました請願1件について、各常任委員長に審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員長、吉村益則議員

○総務常任委員長（吉村 益則君） おはようございます。総務常任委員会委員長、吉村でございます。陳情審査に対する報告をいたします。

本委員会に付託の陳情は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第143条第1項の規定により報告いたします。

日時、令和8年3月9日、審査、同3月13日、審査、まとめを行いました。

場所は、本庁舎新館3階、第1委員会室です。

出席者は、記載のとおりです。

担当課、総合政策課です。

書記は、議会事務局にて行いました。

陳情受理番号1、件名、「便利で合理的なコミュニティバス運行体制を再構築」に関する陳情書。

委員会の意見。本陳情は、現在の公共交通の運行体制を抜本的に見直し、デマンド型交通の導入や新たな作業部会の設置などを求めるものである。委員会における審査では、まず陳情者から提出された陳情内容について、担当課に対し現在の取組状況及び今後の計画を詳細に確認した。その結果、市においては、既に地域公共交通計画に基づき、利用実態の精査や塚原地区におけるフリー乗降区間の改善など、地域の実情に即した効率化を順次進めていることが確認された。

審査の過程では、特に市側の調査、対応状況について質疑を行った。担当課においては、多角的な調査や現場の状況把握に努めており、その上で、フリー乗降制度の見直しなど地域の実情に応じた継続的な改善を柔軟に実行していることが確認され、その上で、公共交通の在り方は、自治委員や地域組織を通じた地域全体の合意形成を大原則とすべきであると再確認をした。既に設置されている、由布市市民交通対策検討委員会等の公的な場を介して、議論を丁寧に進める手順を何よりも重視すべきであるとの意見が出されました。

以上、総務常任委員会の報告をいたします。

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、教育民生常任委員長、田中廣幸議員。

○教育民生常任委員長（田中 廣幸君） 皆様おはようございます。教育民生常任委員会委員長の田中廣幸です。陳情の審査報告をいたします。

陳情審査報告書。

本委員会に付託の陳情は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第143条第1項の規定により報告いたします。

日時、令和8年3月9日月曜日、審査、まとめ。

場所は、本庁舎新館3階、第2委員会室です。

出席者は、記載のとおりです。

書記、議会事務局です。

審査結果、下記のとおりです。

陳情受理番号2、受理年月日、令和8年2月16日。件名、「遠距離通学する子育て世代の要望に沿う、便利で合理的なスクール送迎の運行」に関する陳情書。

本陳情は、通学支援における子育て世代の要望を正確に把握し、より便利で合理的な運行方法への再検討を求めるものとともに、湯平・塚原・阿蘇野校区に関する通学支援について提案するもの。

委員会での審査に当たり、担当課から聞き取りを行ったところ、学校や保護者との連携を図りながら利用状況も踏まえた必要な見直しや改善に努めており、令和8年度からは主に以下の見直しを行う旨の説明を受けた。①スクールバス（湯平・塚原・阿蘇野コース）を市コミュニティバス事業から除外し、児童生徒の最寄りの乗降場から学校までのタクシーによる直通運行へ変更。②通学支援の無償化（保護者負担を廃止）。

これらを受け、委員会としては、市において既に子育て世代の要望に寄り添う形で、的確な現状把握及び継続的な改善が図られていることの見解で一致した。

慎重審査の結果、全員一致で不採択とすべきと決定した。

審査結果、不採択とすべきと決定。

以上、報告いたします。審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、産業建設常任委員長、高田龍也議員。

○産業建設常任委員長（高田 龍也君） おはようございます。産業建設常任委員会委員長、高田龍也。請願審査報告書。

本委員会に付託の請願は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第143条第1項の規定により報告します。

日時、令和8年3月9日月曜日、請願審査、まとめ。

場所、本庁舎新館3階、第3委員会室。

出席者、記載のとおりです。

書記は、議会事務局です。

審査結果。

請願受理番号7、件名、「有害鳥獣捕獲報奨金の増額」に関する請願書。

本請願書は、現在有害鳥獣捕獲に支払われている報奨金の増額を請願するものである。

委員からは、資料の提出を求めているが、未だ提出がないため継続審査との意見が出た。

慎重審査の結果、継続審査と決定した。

審査の結果、継続審査と決定。

以上、報告いたします。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 孝昭君） 総務常任委員長、吉村益則議員

○総務常任委員長（吉村 益則君） 総務常任委員長、吉村でございます。先ほど私、審査結果を読み落としておりました。大変失礼をいたしました。

慎重審査の結果、全員一致で不採択すべきと決定した。

審査結果、不採択とすべきと決定。

以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 以上で、各常任委員長の報告が終わりました。

これより審議に入ります。なお、委員長報告に対する質疑については、審査の経過、結果に対する疑義にとどめることをお願いしておきます。

まず、請願受理番号7、「有害鳥獣捕獲報奨金の増額」に関する請願書は、継続審査となっております。引き続き、委員会において審査のほど、よろしく願いいたします。

次に、陳情受理番号1、「便利で合理的なコミュニティバス運行体制を再構築」に関する陳情書を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより受理番号1の陳情について採決をいたします。この陳情に対する委員長報告は不採択です。よって、原案について採決をいたします。この陳情は原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立0名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立少数です。よって、受理番号1の陳情は委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情受理番号2、「遠距離通学する子育て世代の要望に沿う、便利で合理的なスクール送迎の運行」に関する陳情書を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより受理番号2の陳情について採決をいたします。この陳情に対する委員長報告は不採択です。よって、原案について採決いたします。この陳情は原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立0名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立少数です。よって、受理番号2の陳情は委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、日程第2、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて「令和7年度由布市一般会計補正予算（第7号）」から日程第35、発議第2号、由布市公衆衛生審議会設置条例の制定についてまでの34件を一括議題といたします。

付託しております各議案について、各常任委員長及び特別委員長にそれぞれの議案審査に係る経過と結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員長、吉村益則議員。

○総務常任委員長（吉村 益則君） それでは、総務常任委員会の審査報告をいたします。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第110条の規定により報告いたします。

日時、令和8年3月9日、議案審査を行いました。同3月13日、現地調査、議案審査、まとめを行いました。

場所、本庁舎新館3階、第1委員会室です。現地調査は、向之原駅前で行いました。

出席者は、記載のとおりです。

担当課についても、記載のとおりです。

書記は、議会事務局にて行いました。

事件の番号、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて「令和7年度由布市一般会計補正予算（第7号）」。

経過及び理由。本件は、令和8年2月8日執行の第51回衆議院議員総選挙に係る事務的経費について緊急を要することから、令和8年1月20日付で行った専決処分の承認を求めるもの。

補正額は3,548万4,000円であり、内容は投票立会人報酬や職員の時間外勤務手当等の事務的経費である。財源については、全額国庫支出金が充当されていることを確認した。

慎重審査の結果、全員一致で原案承認すべきと決定。

審査の結果、原案承認すべきと決定。

議案第1号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画について。

経過及び理由。本議案は、令和8年度から12年度までの5年間において、市内の辺地13地域における道路、消防施設、簡易水道等の総合的な整備を促進するための計画を策定するもの。

審査においては、現行計画における事業の執行率が32%にとどまっている点について確認がなされた。

担当課からは、本計画に事業を掲載することで辺地債の活用が可能となるため、将来の実施可能性や緊急的な整備に備え、あらかじめ多岐にわたる事業を掲載しているとの説明があった。今回の計画では、新規事業を含む計52事業を計上しており、道路や消防施設、簡易水道等のハード整備を中心に計画を推進する方針が示された。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

議案第2号、由布市過疎地域持続的発展計画の変更について。

経過及び理由。本案は、現行計画の期間終了に伴い、令和8年度から令和12年度までの5年間を次期計画期間とし、引き続き過疎地域に指定されている庄内地域を対象に、持続的な発展に向けた施策を総合的に推進するため計画の変更を行うもの。

審査においては、掲載された事業について、その実効性や選定基準について確認がなされた。

担当課からは、優先度の高い事業を中心に幅広く掲載することで、有利な財源である過疎債の柔軟な活用を図り、機動的な施策展開を可能にするための公的な受け皿とする方針が示された。具体的な事業として、若者定住住宅による人口確保など地域の課題解決に直結するハード・ソフト両面での取組が示された。

委員会としては、単に多くの事業を計画に掲げるだけでなく、地域住民が施策の効果を実感できるよう、優先順位を明確にした上で実効性の高い運用に努めることを求める。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

議案第6号、由布市職員の給与に関する条例の一部改正について。

経過及び理由。本案は、国の給与法改正に準じ、扶養手当の見直しや宿日直手当の増額改定等を行うもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

議案第7号、由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について。

経過及び理由。本議案は、本市の財政状況及び他市の状況等を勘案し、市長、副市長及び教育長の特例職三役の給料月額について特例的な減額措置を講じるもの。

具体的には、令和8年4月1日から6か月間、給料月額を3%減額する措置を定めるものである。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

議案第8号、由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について。

経過及び理由。本案は、特別職の減額措置と併せ、一般職の職員についても同様に給料月額の特例的な減額措置を講じるもの。

具体的には、令和8年4月1日から6か月間、給料月額を1.5%減額する措置を定めるものである。

審査においては、物価高騰が続く社会情勢下で職員給与を減額することの影響についての質疑

がなされた。

担当課からは、他市との給与均衡を考慮した結果の判断であり、期間を半年間に限定した上での着地であるとの説明があった。

委員会からは、職員の士気低下に配慮しつつもやむを得ない措置であるとの意見が出された。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

議案第9号、由布市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

経過及び理由。本議案は、他自治体の水準を踏まえ、学校医及び学校歯科医を安定的に確保するため、報酬の増額改定を行うもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

議案第10号、由布市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正について。

経過及び理由。本議案は、地方自治法の規定に基づき、年度を超えて契約を締結できる長期継続契約の対象範囲を拡大し、事務の効率化と経費の削減を図るもの。

審査においては、単年度契約と比較した際の利点について質疑がなされた。

担当課からは、複数年による契約は、事業者の安定した雇用確保や設備投資を可能にし、結果として契約単価の抑制や、毎年度の入札事務に伴う行政負担の軽減につながると具体的な説明がなされた。また、近年の物価高騰を受け、複数年の契約期間を確保することは将来的なコスト上昇リスクを抑え、有利な条件でサービスを維持する上でも有効であると方針が示された。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

議案第11号、由布市立学校施設等の管理に関する条例等の一部改正について。

経過及び理由。本議案は、旧3町の合併以来、地域間で差異が生じていた由布市内105か所の公共施設について、使用料体系を一括して見直し、料金の適正化と区分の統一を図るもの。

改定に当たっては、合併時の平成17年を基準とした消費者物価指数の上昇率に基づき、現行料金の1.13倍を基本として算定しており、併せて利便性向上のため、区分の多くを1時間単位へ統一するもの。

審査においては、これまで一部で採用されていた年会費制の廃止や、市外利用者の負担の在り方についても議論がなされた。

担当課からは、年会費制により1回当たりの負担額が極端に低くなる仕組みは、施設を全く利

用しない市民が税負担による支えが大きくなる側面があり、受益者負担の適正化を図るためには是正が必要であるとの説明があった。

これを受け、委員会としては、全市民の税負担によって施設の維持管理が支えられている現状を踏まえ、利用者間の公平性を確保し、持続可能なサービスを維持するためのやむを得ない措置であると確認した。また、18歳以下の定義を高校生以下とする点については、他の市施策との整合性を踏まえたものであることを確認した。

委員会からは、今回の改定により市民生活に影響が及ぶことから、ホームページや市報等あらゆる手段を講じて改定の趣旨を丁寧に周知することを要望する。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

議案第12号、由布市督促手数料及び延滞金条例の一部改正について。

経過及び理由。本議案は、地方自治法及び地方税法等の規定に基づき、督促手数料及び延滞金の算出基準を適正化するため、条例の一部を改正するもの。

審査においては、担当課より、現行の法令との整合性を図るため、延滞金の計算起点や端数処理の基準を見直すものであり、適正な事務執行を担保するためのものであると説明がなされた。

委員会においては、本案は法令遵守の観点から実務の適正化に資するものと判断した。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

議案第18号、由布市営駐車場条例の一部改正について。

経過及び理由。本議案は、向之原駅前広場整備事業の実施に伴い、新たに整備される市営向原駐車場の供用開始に当たり、名称、位置及び使用料を定めるもの。

当該駐車場については、これまで商工会が管理運営を行ってきたが、整備事業に伴う駐車台数の減少等により採算確保が困難となったことから、令和8年4月より市が直接管理運営を行う体制へ移行するため、所要の改正を行うものである。

審査においては、現地視察を実施し、駅周辺の混雑緩和に向けた整備状況や管理体制について確認を行った。

委員より、今後の管理運営に当たっては、利便性の高い立地を生かし、看板設置による広告収入の確保やオンラインシステムを活用した効率的な一括管理を導入するなど、自立的な運営に向けた財源確保と事務の効率化を検討すべきとの具体的な提案がなされた。また、駅利用者や近隣住民の利便性に配慮し、タクシーの駐停車位置の確保や防火水槽の移設に伴う地域の安全確保に万全を期すよう求める意見が出された。

委員会としては、これらの有益な提案を柔軟に取り入れ、地域住民の安全が確保された適切な

管理運営に努めることを要望する。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

議案第20号、由布市火災予防条例の一部改正について。

経過及び理由。本議案は、国の基準改正に伴い、普及が進む簡易サウナ設備の安全基準を策定するほか、地震時の通電火災を防ぐ感震ブレーカーの普及促進を図るもの。

審査では、まず簡易サウナ設備について、屋外設置のテント型等を対象に加え、自動消火機能や消火器の設置を義務づけることで、火災予防の徹底を図るとの説明があった。また感震ブレーカーについては、設置を強制するものではないが、条例への明記により認知度を高め、市として積極的な啓発に取り組む方針が示された。

委員会からは、市民への丁寧な周知と啓発を継続するよう求める意見が出された。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

議案第21号、由布市乙丸地区公民館の指定管理者の指定について。

経過及び理由。本議案は、現在の指定期間が令和8年3月末で終了することに伴い、次期の指定管理者を定めるもの。

令和8年4月1日から令和18年3月31日までの10年間、乙丸地区公民館の管理運営を行う指定管理者として、引き続き乙丸区を指定しようとするものである。

審査においては、地域に精通した団体による運営がコミュニティ維持に最も適しているとの説明を確認した。

委員会としては、地域と行政が密接に連携し、コミュニティの拠点を維持していくための適切な指導と支援を継続することを要望する。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

議案第24号、連携協約の変更に関する協議について。

経過及び理由。本議案は、大分都市広域圏において、新たに佐伯市が加入することに伴い、既存の協約内容を見直し、広域連携をさらに進化させ、行政サービスの効率化と地域活性化を推進しようとするもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

議案第25号、公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議について。

経過及び理由。本議案は、佐伯市の大分都市広域圏加入に伴い、本市の挾間上原グラウンドのほか20施設について、佐伯市民を含む圏域住民が相互に利用できるよう協議を行うもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

議案第26号、佐伯市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について。

経過及び理由。本議案は、佐伯市が大分都市広域圏に加入したことに伴い、同市が設置する「さいき城山桜ホール」のほか44施設について、本市住民が利用可能となるように協議を行うもの。

委員会からは、施設利用の選択肢が広がる利点を市民が十分に享受できるよう、対象施設や利用方法について積極的な情報提供に努めることを求める意見が出された。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

以上が総務常任委員会の審査報告です。

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、教育民生常任委員長、田中廣幸議員。

○教育民生常任委員長（田中 廣幸君） それでは、教育民生常任委員会の委員会審査報告を行います。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第110条の規定により報告いたします。

日時、令和8年3月9日、同じく3月10日、議案審査、まとめ。

場所は、本庁舎新館3階、第2委員会室です。

出席者は、記載のとおりです。

担当課も、記載のとおりです。

書記に議会事務局です。

審査結果。

事件の番号、議案第3号、件名、由布市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について。

経過及び理由。本議案は、子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第46条第3項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業者が遵守すべき運営基準等、国が定める基準に従い、利用定員の適正管理などの必要な事項を条例で定めるもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第4号、件名、由布市寡婦医療費助成に関する条例の廃止について。

経過及び理由。本議案は、社会保障制度及び就労環境の充実に伴い、特定の属性に基づく助成を見直し、市民間の公平性を図るために条例を廃止するもの。

制定から30年以上が経過し、社会情勢の変化等を踏まえて廃止の時期にあると判断した。また、対象者への周知期間を確保するため、施行日を令和9年4月1日とする経過措置を設けることなどの説明を受けた。

委員会からは、対象者に向けての十分な周知と丁寧な説明を行うよう意見を付す。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第13号、件名、由布市湯布院健康温泉館条例の一部改正について。

経過及び理由。本議案は、現在健康温泉館において取り扱っている回数券について、同条例に規定をし、令和8年10月1日よりその料金を改定するもの。

担当課からは、これまでの回数券は1回当たりの使用料に対して減免措置という形で運用をしてきたが、より分かりやすくするために条例に規定し、加えて議案第11号と同様に料金を改定する旨の説明を受けた。

委員からは、これまでの運用が条例の範囲内であったことは理解するものの、その根拠が明文化されていなかった点は適切ではなかったのではとの意見が出た。については、今後は本施設のみならず他施設も含め、使用料等を徴収する場合においては、根拠を明確に規定すべきであるとの意見を付す。

慎重審査の結果、賛成多数で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第14号、件名、由布市国民健康保険税条例の一部改正について。

経過及び理由。本議案は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の公布による地方税法の一部改正に伴い、令和8年4月1日から国民健康保険税として新たに子ども・子育て支援納付金が徴収されることから、その納付に要する費用に充てるため、保険税の賦課基準に係る規定等について所要の改正を行うもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第15号、件名、由布市介護保険条例の一部改正について。

経過及び理由。本議案は、介護保険法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、国の税制改正による給与所得控除の最低保障額の引き上げが介護保険料の判定に影響を及ぼすことから、所要の改正を行うもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第19号、件名、由布市立学校施設等の管理に関する条例の一部改正について。

経過及び理由。本議案は、挾間中学校体育館に冷暖房設備が新設されることに伴い、中学校体育館における同設備の使用料を定めるほか、所要の改正を行うもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

以上、報告いたします。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、産業建設常任委員長、高田龍也議員。

○産業建設常任委員長（高田 龍也君） 産業建設常任委員会委員長、高田龍也です。本委員会に付託された議案の審査報告をいたします。

委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第110条の規定により報告します。

日時、令和8年3月9日月曜日、議案審査、まとめ。令和8年3月10日火曜日、議案審査、現地調査、まとめ。

場所、本庁舎新館3階、第3委員会室。湯布院町若杉5号線、湯布院町並柳東ノ下線。

出席者、記載のとおりです。

担当課は、記載のとおりです。

書記は、議会事務局です。

審査結果。

事件の番号、議案第16号、件名、由布市市営住宅条例の一部改正について。

経過及び理由。本議案は、入居者が退去した後に解体した市営住宅を当該条例から削除するもの。

跡地については、一部は道路拡幅に使用し、残りは普通財産として管理するとの説明を受けた。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第17号、件名、由布市水道事業給水条例の一部改正について。

経過及び理由。本議案は、災害その他非常の場合において、給水装置工事を行うことができる者について例外を定め、また、平常時においても、職員による給水装置工事を実施できるよう定めるため、所要の改正を行うもの。主に災害時に早期の復旧ができるようにするための改正との

説明を受けた。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第22号、件名、市道路線（若杉5号線）の認定について。

経過及び理由。本議案は、県道安心院湯布院線の旧道移管に伴い、市道として管理することによるもの。

起点、由布市湯布院町川上272番22地先。終点、由布市湯布院町川上264番地先。

委員からは、旧道移管に際しては、しっかり整備された状態で引き渡しを受けるようにと意見が出た。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第23号、件名、市道路線（並柳東ノ下線）の廃止について。

経過及び理由。本議案は、市道の路線として廃止することが適当と認めるので提出するもの。

起点、由布市湯布院町川上623番11地先。終点、由布市湯布院町川上623番2地先。

委員からは、市道の廃止についての基準をもっと明確にしてほしいとの意見が出た。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、発議第1号、件名、由布市における水源保全のための土葬規制条例の制定について。

経過及び理由。本発議は、公衆衛生と水源及び泉源保全の観点から、土葬を適切に規制する必要があるため、条例案を提案するもの。

委員からは、議案審査を含め多くの意見が出たため、さらに多くの意見を収集するためにも継続審査との意見が出た。

慎重審査の結果、継続審査と決定。

審査の結果、継続審査と決定。

事件の番号、発議第2号、由布市公衆衛生審議会設置条例の制定について。

経過及び理由。本発議は、墓地等の設置において、専門家による第三者的審査を制度化することで許可判断の客観性と透明性を高め、地域の安心を確保するため、公衆衛生審議会を設置する条例案を提案するもの。

委員からは、議案審査を含め多くの意見が出たため、さらに多くの意見を収集するためにも継続審査との意見が出た。

慎重審査の結果、継続審査と決定。

審査の結果、継続審査と決定。

以上、産業建設委員会からの報告終わります。御審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、予算特別委員長、平松恵美男議員。

○予算特別委員長（平松恵美男君） 皆さん、おはようございます。予算特別委員会委員長、平松恵美男でございます。ただいまより予算特別委員会の審査報告を行います。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第110条の規定により報告します。

日時、令和8年2月25日水曜、詳細説明、2月26日木曜、詳細説明、3月11日水曜、審査、分科会審査、3月13日金曜、分科会審査、3月17日火曜、審査、まとめ。

場所は、本庁舎、議場ほかでございます。

出席者は、記載のとおりでございます。

担当課は、全課。

書記は、議会事務局です。

付託事件名。

議案第33号、令和8年度由布市一般会計予算。

議案第34号、令和8年度由布市国民健康保険特別会計予算。

議案第35号、令和8年度由布市介護保険特別会計予算。

議案第36号、令和8年度由布市後期高齢者医療特別会計予算。

議案第37号、令和8年度由布市農業集落排水事業会計予算。

議案第38号、令和8年度由布市水道事業会計予算。

審査の経過及び結果。本委員会は、全議員で構成する予算特別委員会として、前述のとおり、5日間開催し、付託された各議案について関係職員から詳細な説明を受け、35項目の質疑と関連質疑、さらに分科会を通して細部にわたって慎重な審査を行いました。その結果、議案第33号から議案第38号の6件については全員一致で原案可決すべきと決定しました。

委員会の意見として、議案第33号、令和8年度由布市一般会計予算について、①2款総務費の由布市に住みたいまちづくり事業では、空き家情報の掘り起こしや移住相談において、自治委員等との連携を深め、引き続き市民に寄り添った丁寧な対応を行うこととともに、由布市の魅力を効果的にPRし、定住率の向上に努めていただきたい。

②2款総務費の向之原駅前広場整備事業では、今後の管理運営について、人が集まりにぎわいを感じられる魅力ある場所づくりを目指し、誰もが安心して利用できるよう路面の補修を含めた適切な維持管理に努めていただきたい。また、駅前という利便性の高い立地を最大限に活用し、

看板設置による公告収入の確保やオンラインシステムによる効率的な一括管理を導入するなど、自立的な運営に向けた財源確保と事務の効率化を検討していただきたい。

③4款衛生費の合併処理浄化槽設置推進事業における浄化槽設置整備事業補助金については、水質保全のためにも今後の予算の確保に努めていただきたい。

④予算特別委員会を通じて質疑等で指摘のあった項目については、十分留意しながら予算執行に努めること。

以上の意見を付します。

以上です。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（佐藤 孝昭君） 各委員長の報告が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時05分といたします。

午前10時54分休憩

.....  
午前11時05分再開

○議長（佐藤 孝昭君） 再開いたします。

これより審議に入りますが、委員長報告に対する質疑については、審査の経過と結果に対する疑義にとどめることを再度お願いいたします。

まず、日程第2、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて「令和7年度由布市一般会計補正予算（第7号）」を議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第1号を採決いたします。本案に対する委員長報告は承認です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり承認されました。

次に、日程第3、議案第1号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてを議題として質疑を行います。質疑はありますか。坂本議員。

○議員（6番 坂本 光広君） これの、私も質問したことなんですけど、施行率が32%にとどまったということで、これから5年の目標とかそういうお話しはあっかどうか、お聞きします。

○議長（佐藤 孝昭君） 吉村議員。

○総務常任委員長（吉村 益則君） そういった議論は行いました。

32%の達成率ということですが、当委員会としては、この数字が遅れぎみであるということは認識をしておりますけれども、執行部も一丸となってこのパーセンテージを上げる努力をしているということは確認をしております。

以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第1号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第2号、由布市過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。坂本議員。

○議員（6番 坂本 光広君） 庄内町の過疎債を使う分なんですけど、5年間の、今まで5年間でやってきていただいたんですが、過疎は全然止まっていない。それに対して今後の5年間、このままでよいのかどうかという話とかいうのは出たでしょうか。ですから、過疎債を使うことによって過疎をどうやって少しでもという形のものだとは思いますが、今の庄内町の過疎化については、人口減少については非常に大きくなっておりますので、そこら辺の話があったかどうかをお聞かせください。

○議長（佐藤 孝昭君） 吉村委員長。

○総務常任委員長（吉村 益則君） 当委員会としましては、そういったことの見解、質疑に対しては多く出ております。過疎債を使用したからこういうふうな人口減少が止まったとかいうふうなカンフル剤的なことということは考えにくいことですが、人口減少は日本全国どこでも問題として上がっていることであります。ですから、やはり私どもも含めて執行部と一丸となって、この人口減少に対して取り組んでいくべきだと考えております。

以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第2号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第3号、由布市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第4号、由布市寡婦医療費助成に関する条例の廃止についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第6号、由布市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第6号を採決いたします。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第7号、由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第7号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第8号、由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第8号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立15名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第9号、由布市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関

する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第9号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第10号、由布市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第10号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第11号、由布市立学校施設等の管理に関する条例等の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第11号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立15名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第12号、由布市督促手数料及び延滞金条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第12号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第13号、由布市湯布院健康温泉館条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。高田議員。

○議員（5番 高田 龍也君） 田中委員長にお聞きいたします。

経過及び理由の中で、根拠が明文化されていなかった点は適切でなかったとの意見が出たというふうにあります。これは執行部のほうからどのような説明があって、この意見の方にはどのような納得があったのかというところをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（佐藤 孝昭君） 田中委員長。

○教育民生常任委員長（田中 廣幸君） お答えいたします。

高田議員の場合は、回数券のこととは思いますが、これは料金の改正について今回条例の一部改正ということで協議したんですが、これまで回数券が明確に規定すべきところをしていなかったということで、今回は今後このようなことがないように意見を付すような形とはなりました。とにかく使用料の根拠を条例化の中ではうたっていない件がありまして、議案質疑の市長答弁にもありましたように、今後は明確化するというので説明を受けました。

○議長（佐藤 孝昭君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第13号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立14名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第14号、由布市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第14号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第15号、由布市介護保険条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第15号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第16号、由布市市営住宅条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第16号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長

報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第17号、由布市水道事業給水条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第17号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第19、議案第18号、由布市営駐車場条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第18号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第20、議案第19号、由布市立学校施設等の管理に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第19号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第21、議案第20号、由布市火災予防条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第20号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第22、議案第21号、由布市乙丸地区公民館の指定管理者の指定についてを議題として質疑を行います。

ここで、地方自治法第117条の規定により、乙丸区の顧問であります加藤裕三議員の退場を求めます。

〔9番 加藤 裕三君 退場〕

○議長（佐藤 孝昭君） それでは、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第21号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員15名中起立15名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

ここで、加藤裕三議員の入場を許可いたします。

〔9番 加藤 裕三君 入場〕

○議長（佐藤 孝昭君） 加藤議員へお知らせいたします。ただいま議案第21号につきましては、可決されました。

次に、日程第23、議案第22号、市道路線（若杉5号線）の認定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第22号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第24、議案第23号、市道路線（並柳東ノ下線）の廃止についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。坂本議員。

○議員（6番 坂本 光広君） この廃止についてなんですが、これ質問させていただいたんですけど、明確にちょっと分からなかったんで、どういうふうな説明を受けたか、またこの廃止の基準について基準をもっと明確にしてほしいとの意見があったということなんですが、このように基準がないまま、それはどういうふうに廃止を決定したものかというのが討論されたか、お聞きします。

○議長（佐藤 孝昭君） 高田委員長。

○産業建設常任委員長（高田 龍也君） 坂本議員御指摘のように、これは廃止について明文化されておられません。ですが、事前に道路使用状況の確認、調査を行っております。その中で、利用者数がほとんどいないということになっておりますが、現状では明確な基準、または条例等には明記されておられませんので、その点を委員会としてもしっかりと制定と、基準をもって明記していただきたいという、このような意見を出して審査しております。

○議長（佐藤 孝昭君） 坂本議員。

○議員（6番 坂本 光広君） それについての基準は設ける方向でいくかどうかというお話はどうでしょう。

○議長（佐藤 孝昭君） 高田委員長。

○産業建設常任委員長（高田 龍也君） 委員会として意見をしておりますので、何らかの執行部の対応があると考えております。

○議長（佐藤 孝昭君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第23号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立15名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第25、議案第24号、連携協約の変更に関する協議についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第24号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第26、議案第25号、公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第25号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第27、議案第26号、佐伯市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに  
関する協議についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第26号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長  
報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第28、議案第33号、令和8年度由布市一般会計予算を議題として質疑を行いま  
す。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第33号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長  
報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第29、議案第34号、令和8年度由布市国民健康保険特別会計予算を議題として  
質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第34号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長  
報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第30、議案第35号、令和8年度由布市介護保険特別会計予算を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第35号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第31、議案第36号、令和8年度由布市後期高齢者医療特別会計予算を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第36号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第32、議案第37号、令和8年度由布市農業集落排水事業会計予算を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第37号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第33、議案第38号、令和8年度由布市水道事業会計予算を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第38号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第34、発議第1号、由布市における水源保全のための土葬規制条例の制定について及び日程第35、発議第2号、由布市公衆衛生審議会設置条例の制定についての委員長報告は、継続審査にすることの申出があります。本案を委員長の申出とおり継続審査とすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 異議なしと認めます。

発議第1号、発議第2号の2件は継続審査とすることに決定いたしました。

---

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、日程第36、議案第39号、令和7年度由布市一般会計補正予算（第9号）及び日程第37、議案第40号、令和7年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）、日程第38、発議第3号、由布市議会委員会条例の一部改正についてを一括上程いたします。

提出者に提案理由を求めます。

初めに、議案第39号及び議案第40号について提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（相馬 尊重君） それでは、ただいま追加上程されました議案について、若干の経過に触れた後、提案理由を御説明します。

後期高齢者医療特別会計補正予算第3号において減額の承認をいただいたところでございますが、3号補正予算算出に当たり、基準内繰入額を県負担金と市負担金を加算して算出しなければならないところ、県負担のみで算出したことにより誤謬があったため、一般会計において後期高

齢者医療基盤安定繰出金に市負担金を増額することになりました。当初より大幅に保険料が増加したことに伴い、歳入では後期高齢者医療保険料を、歳出では後期連合納付金を増額するものでございます。今後より一層の注意、確認を徹底してまいります。

それでは、提案理由を御説明します。議案第39号、令和7年度由布市一般会計補正予算（第9号）は、歳入歳出にそれぞれ4,089万2,000円を追加し、予算の総額を282億7,228万2,000円にお願いするものです。

具体的な内容といたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金を年度内に支払が行えるよう、後期高齢者医療保険基盤安定繰出金を増額するものでございます。

次に、議案第40号、令和7年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算にそれぞれ7,169万2,000円を追加し、予算総額を7億422万4,000円にお願いするものでございます。歳入では後期高齢者医療保険料及び繰入金を、歳出では広域連合納付金をそれぞれ増額するものでございます。

私からの説明は以上です。詳細につきましては、担当課長より説明をします。何とぞ慎重なる御審議の上、御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤 孝昭君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、議案第39号について、詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（大久保 暁君） 財政課長です。議案第39号について詳細説明をいたします。

議案第39号、令和7年度由布市一般会計補正予算（第9号）。

令和7年度由布市の一般会計補正予算（第9号）は、次の定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,089万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ282億7,228万2,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和8年3月24日提出、由布市長。

1ページをお開きください。第1表歳入歳出予算補正です。2ページにかけて歳入歳出の款項ごとに補正額を記載しております。

3ページから補正予算事項別明細書となっております。

9ページをお願いいたします。歳出になります。

3款1項5目、区分1、後期高齢者医療事務費は、後期高齢者医療特別会計への繰出金を増額するものでございます。財源として、財政調整基金から4,089万2,000円を繰入れをしております。

詳細説明は以上となります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、議案第40号について、詳細説明を求めます。保険課長。

○保険課長（河野 妙子君） 保険課長です。議案第40号について詳細説明をいたします。

議案第40号、令和7年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）。

令和7年度由布市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,169万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億422万4,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和8年3月24日提出、由布市長。

事項別明細書により御説明をいたします。

9ページをお願いいたします。歳出でございます。

2款1項1目、後期高齢者医療広域連合納付金7,169万2,000円の増額につきまして、広域連合に支払う納付金につきまして年度内の支払いに不足が生じたため、増額をお願いするものでございます。財源は、後期高齢者医療保険料及び一般会計繰入金を増額しております。

今回の補正につきましては、予算額算定の過程における確認が十分でなかったことに起因するものでございます。今後、このような事態を繰り返すことがないよう確認体制の強化を図り、再発防止に努めてまいります。

以上で詳細説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、発議第3号、由布市議会委員会条例の一部改正について、提案者に提案理由の説明を求めます。加藤裕三議員。

○議員（9番 加藤 裕三君） お疲れさまです。それでは、発議第3号、由布市議会委員会条例の一部改正について。

上記の議案を別記のとおり地方自治法第112条及び由布市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和8年3月24日提出、由布市議会議長。

提出者、由布市議会議員、加藤裕三。賛成者、由布市議会議員、佐藤郁夫、由布市議会議員、湊野けさ子、由布市議会議員、甲斐裕一、由布市議会議員、吉村益則、由布市議会議員、田中廣幸、由布市議会議員、高田龍也。

提案理由。行政組織の再編に伴い、条例の改正を行うことによる。

次ページを御覧ください。

由布市議会委員会条例の一部を改正する条例。

由布市議会委員会条例の一部を次のように改正する。第2条第2項第1号中「財政課」の次に

「、契約施設整備課」を加える。

附則。この条例は、令和8年4月1日から施行する。

次ページの新旧対照表を御確認ください。改正案については、下線のとおり「、契約施設整備課」が記入されています。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 孝昭君） 以上で、議案2件及び発議1件について提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。ただいまの議案2件、並びに発議1件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、全員による審議にしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略し、全員による審議とすることに決定いたしました。

これより審議に入ります。まず、日程第36、議案第39号、令和7年度由布市一般会計補正予算（第9号）を議題として質疑を行います。質疑はありますか。高田議員。

○議員（5番 高田 龍也君） それでは、お聞きいたします。

これ訂正ということなんですが、これもう採決が終わった後の訂正になりますので、これいつこのような事態が起きているってということ把握されたのか、教えていただければ。

○議長（佐藤 孝昭君） 財政課長。

○財政課長（大久保 暁君） 財政課長です。お答えをいたします。

3月11日に補正のほうの議決をいただきました。それ以降の12日のほうに保険課のほうから内容が上がってきまして、一般会計の補正と後期高齢者の医療のほう、補正をしなければ予算のほうで支払うことができないということが判明しましたので、今回こういうふうな形で追加議案を提出させていただくような形になりました。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝昭君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第39号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第37、議案第40号、令和7年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。高田議員。

○議員（5番 高田 龍也君） 保険課長にお聞きします。

先ほど財政課長から3月12日、県からということでお話があったと思うんですが、保険課としてはこの時点ではミスは気づいていなかったということなんでしょうか。それともこのミスは人的なものなのか、システム上のミスなのか、あと今後のチェック体制、また、あとこの補正予算を出したときに課長等の審議、議案を出すに当たっての過程は、今後またチェック体制等の改正とかは考えていらっしゃるのか、お聞かせください。

○議長（佐藤 孝昭君） 保険課長。

○保険課長（河野 妙子君） 保険課長です。お答えいたします。

今回の確認が不十分だったという点につきましてですが、先ほど財政課長申し上げましたとおり、11日に補正予算第3号を議決をいただきました。次の12日に、2月分の保険料収入が確定したということで広域連合のほうから支払い額の案内が来ておりまして、担当者のほうが支払い事務を行う際に、予算が1日前に減額されたということで支払いができないということで、その原因の究明をすぐに行いました。その後、私のほうに報告がありまして、先ほど申しましたが、一般会計から繰入れなければならない金額が足りていなかった部分と保険料が月々増額していた分を増額しなければならなかったところの確認ができていなかったということでございます。これはシステムのエラーということではございません。ヒューマンエラーでございます。確認不足でございます。

今後、チェック体制ということなんですけども、予算編成に際して特に注意すべき事項につきましてはチェックリストを作成するですとか、複数人によるダブルチェックを確実に行うですとか、あと3月補正につきましては前年度の決算額と見比べ等を行いまして、確実に予算の計上ができるように努めてまいります。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 孝昭君） 高田議員。

○議員（5番 高田 龍也君） ありがとうございます。

人的ミスということですので、もうこうやって今出てきておりますので、ミスをした職員さんって言い方がいいか分かんないんですけども、そういう方に対して課長としてしっかりとケアのほうお願いしたいと思います。人は間違いはありますので、それはもう正せばいいと思っていますので、どうぞよろしく願いいたします。それと、今後チェック体制のほうもししっかりとお願いしたいと思いますので、答弁は結構です。

○議長（佐藤 孝昭君） ほかに質疑はありませんか。坂本議員。

○議員（6番 坂本 光広君） 今説明で聞いた中で、保険料の増額が入っていなかったということ聞いたんですが、ということは、これから追加して保険料をもらわなきゃいけないという状況なんですか、そこら辺もう少し詳しく御説明ください。

○議長（佐藤 孝昭君） 保険課長。

○保険課長（河野 妙子君） お答えいたします。

保険料につきましては、広域連合のほうで賦課をしております。毎月保険料が納付されたということで通知というか、連絡があります。一旦由布市のほうで納付を受入れまして、それをそのまま広域連合のほうに支払うといった形になります。当初の予算のときに、人数の増加ですとかそういったことを勘案して当初予算で組んでいたんですけども、当初の見込みよりもだんだん増額をしていっていたということで、お支払いする分が増えていっていたということになります。その分も3月の補正のところ、増額をその分も考えてしなければいけなかったんですけども、その部分が確認が漏れていたということでございます。

以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第40号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第38、発議第3号、由布市議会委員会条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第3号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を

求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時52分休憩

.....

午前11時52分再開

○議長（佐藤 孝昭君） 再開いたします。

お諮りいたします。ただいま市長から追加の議案1件及び各委員会から閉会中の継続審査・調査申出書が提出されております。ついては、この提案案件2件及び会議規則第166条の規定による議員派遣の件についての計3件を日程に追加をし、追加日程第1から追加日程第3として議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 異議なしと認めます。よって、この3件は、追加日程第1から追加日程第3として議題とすることに決定いたしました。

----- . ----- . -----

#### 追加日程第1. 議案第41号

○議長（佐藤 孝昭君） 追加日程第1、議案第41号、副市長の選任についてを議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（相馬 尊重君） それでは、ただいま追加上程されました議案第41号について説明をいたします。

議案第41号、副市長の選任について。現副市長であります小石英毅副市長が、令和8年3月31日をもって退任されることから、現在の総務課長である古長誠之氏を副市長に選任することについて、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

任期につきましては、令和8年4月1日から4年間となります。

以上、説明を終わります。慎重なる御審議の上、御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤 孝昭君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。ただいま上程され議題となっております議案1件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、全員による審議にしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略し、全員による審議とすることに決定いたしました。

これより審議に入ります。追加日程第1、議案第41号、副市長の選任についてを議題といたします。

ここで、本議案の当事者でございます古長誠之君の退場を求めます。

〔古長 誠之君 退場〕

○議長（佐藤 孝昭君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。坂本議員。

○議員（6番 坂本 光広君） 今まで副市長となると県に要請してきたような議論がありますが、今回はそういうふうなお話はなかったのでしょうか。

○議長（佐藤 孝昭君） 市長。

○市長（相馬 尊重君） お答えします。

もう今回はそういうことはございませんでした。

○議長（佐藤 孝昭君） 坂本議員。

○議員（6番 坂本 光広君） じゃ、こちらから要請をしなかったということでもよろしいでしょうか。

○議長（佐藤 孝昭君） 市長。

○市長（相馬 尊重君） お答えします。

こちらからは要請しておりません。

○議長（佐藤 孝昭君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第41号を採決いたします。本案は原案のとおり同意することに賛成する方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意されました。

ここで、古長誠之君の入場を許可いたします。

〔古長 誠之君 入場〕

○議長（佐藤 孝昭君） ただいま副市長の任命につきまして同意されましたので、お知らせをい

たします。

ここで、ただいま同意されました古長誠之君より、御挨拶をお願いいたします。

○総務課長（古長 誠之君） ただいま副市長の選任につきまして同意いただきまして、まことにありがとうございます。責任の重さに身の引き締まる思いであります。今後ますますですけども、相馬市長を補佐しながら、市民の皆様のお幸せと由布市の発展のために全力を尽くす所存でございますので、議員の皆様におかれましてはこれまでに倍しての御指導、御鞭撻、並びに御協力をお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

---

### 追加日程第2. 閉会中の継続審査・調査申出書

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、追加日程第2、閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題といたします。

各常任委員会及び議会運営委員会の各委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付しておりますように閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定いたしました。

---

### 追加日程第3. 議員派遣の件について

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、追加日程第3、議員派遣の件についてを議題とします。

会議規則第166条の規定により、お手元に配付しました内容で議員を派遣することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、お手元に配付しました内容で議員を派遣することに決定をいたしました。

以上で、今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

ここで、副市長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。副市長。

○副市長（小石 英毅君） 議会の皆様方、貴重な時間をいただきましてありがとうございます。

また、佐藤孝昭議長におかれましては、過分な御配慮ありがとうございます。

令和2年4月1日に赴任してきましてもう6年目、6年間でございます。少し振り返りさせていただきますと、まず災害関係でございますけれども、赴任した当時、新型コロナウイルスが

流行しつつありました。皆さんマスクしていました。5月には庄内の淵地区で地滑りがありました。7月には豪雨がありました。来て早々、何か災害続きだったなという感じをしております。

コロナウイルスに関しましては、私のほうも何かできないかと思って、ワクチンが足りないなというのがありまして、県の福祉保健部長のところへ直談判に行きまして、少し余分にワクチンを分けていただきました。淵のときには、地元負担が大変だというお話を聞きましたので、市長と一緒に知事に直談判に行きました。激甚災害並みの補助をいただけるようになりました。豪雨災害のときは皆さんもう大変で、私どもも大変だったですけど、高津原地区が大変な災害復旧事業がありまして、これ実は技術者2人分の仕事がありました。とてもうちの職員だけでは間に合わなかったんで、これも市長と一緒にお願いに行きました。県の農林水産部に行きまして、受託初めてなんですけど、県が受託事業でやってくれました。2人分浮きました。

令和5年の6月には畑倉地区の土砂崩れもありました。県下で初めてと言われたんですけど、合同対策会議というのを開きました。任命権者が違う国の自衛隊、県警、県の防災局、そして大分大学、それから消防署と消防団、これを集めた合同会議っちゅうのができまして、いい先鞭をつけたと大分大学の鶴成教授からお褒めの言葉をいただきました。

財源改革策、確保策でございますけど、財源改革推進課を市長がつくっていただきまして、ふるさと納税、1億ちょいだったのが10億円を超えるようになりました。ネーミングライツもやりました。上原の公園のサッカー場の人工芝の張り替え、これ企業版ふるさと納税でジェイリースからいただきました。入湯税の超過分も実現できました。それからあと、また市民の方の負担が大きかったと思うんですけども、水道料金と今回認めていただきました使用料、これは合併以来の見直しができました。これで経営的に少し持続可能な経営ができるようになったんやないかなと思っています。

また、あと庄内町で過疎対策、施策というお話で、若者定住団地がようやく着手できまして、近々公募に行くだろうと思っています。公募の感触、ちょっとかなり期待しております。また、来る前から私思っていましたけど、道の駅ゆふいん、老朽化が激しくて、あそこやっぱり由布市の窓口なんで、窓口でまず道の駅ゆふいんに寄ったら古いなっちゅう話で、由布市のイメージがそこで決まるんで、あまりよくないなと思っていましたけど、ついにデジ田の交付金が取れて、今改築に着手したと、大変うれしく思っております。

最後に今年うれしかったことが3つありまして御紹介させていただきます。まず、二地域居住推進事業というのをやりまして、今やっているんですけども、年度初めに国交省の審議官から、国ですけど、審議官から直接私のほうに電話がありまして、何で私にあつたんかよく分からないんですけども、国土交通省が大都市圏から地方へ人口の移住をしたい、その先鞭をきっていただきたいのが由布市の湯布院だと、ぜひこれでやってほしいというお話がありまして、これを

市長に御相談したら市長も即快諾でやろうという話でございまして、今進んでおります。これうまくいくといいなと思っております。これが1個目で。

2個目が、11月にふるさと納税のAwardというのがありまして、議員の皆さん方の御理解と御協力でやりました市民提案型連携協働事業というのがありまして、あれを応募しました。このふるさとAwardというのは、ふるさと納税で何か住民、市民にどういった還元をしているんだと、それに対してちょっと評価しようという話でございました。この事業はすごく全国的に類を見ない事業だったようで評価をいただきまして、地域未来づくり賞というものをいただきました。

最後にもう一つは、実は明後日にプレスリリースなりそうなので、今固有名詞はしっかり言っちゃ駄目という話なんですけれども、庄内と挾間に元気が出る取組で全国で1か所だけ採択されました。これが明後日多分リリースされると思いますんで、これ大変うれしかったです。全国で何十も応募あった中で選ばれたというのは、やっぱり由布市の実力だろうなと思っております。

このようにいろいろなことを取り組みできたことは、まさに市長の温かい強力な指導と、議会の皆さん方の御理解と御協力のたまものでございます。今後とも、議会の皆さん方におかれましては、御健勝と御活躍を御祈念申し上げます。さらに、市長を中心とした市長部局と由布市議会がタッグを組んで、由布市をさらなる高みにステップアップしますように陰ながら応援します。

6年間大変お世話になりました。ありがとうございました。

---

○議長（佐藤 孝昭君） 以上で、会議を閉じます。

これで令和8年第1回由布市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後0時07分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員